



# こどもクリニックニュース

NO. 123 平成22年3月1日発行  
ともながこどもクリニック

## 休診の予定

4月16日(金)、17日(土)  
8月18日(水)～25日(水)

## 水曜日は「一日休診」です！

平成21年4月1日より、毎週水曜日は一日休診となりました。その代わりに、一部の祝日の午前中に診療しています。

8月までの当院の祝日診療は下記のとおりです。

4月29日(木) 昭和の日  
5月5日(水) こどもの日  
7月19日(月) 海の日

(診療時間は9:00～12:00です。)

3月までは、加須市内の小児科医が輪番で休日診療を実施しています(裏面をご覧ください)。

## 「ともながこどもクリニック・診療カレンダー」

半年分の診療の予定一覧をカレンダーにして受付窓口および玄関下駄箱の上に置いてあります。自由にお持ち帰りください。

ただいま3月から8月までのカレンダーを提供しています。

## 院長の予定 (2010年3月まで)

|    |     |     |       |        |
|----|-----|-----|-------|--------|
| 3月 | 5日  | (金) | 3ヶ月健診 | 保健センター |
| 4月 | 14日 | (水) | 2才健診  | 保健センター |

これらの日は午前の受付を12:00前に締め切ることがあります。また午後の診療開始時間が多少遅れることがあります。

なお水曜日は一日休診ですので診療には影響ありません。



## 感染症の情報

全体的に感染症が少ない状況が続いています。

インフルエンザは年末年始を境にかなり少なくなり、1月下旬に一部の小学校や保育園・幼稚園などでぶり返しましたが、以後は次第に減少が続いています。2月末になっても季節性インフルエンザの流行はみられません。新型も含めて、今シーズンのインフルエンザの流行が終わってくれることを願うばかりです。念のため手洗いやマスク、咳エチケットは心がけてください。

インフルエンザの代わりに？ノロウイルスやロタウイルスによる胃腸炎(嘔吐・下痢・発熱)が流行しています。発熱と強い吐き気が治まるまでの1～2日間くらい、水分と塩分の補給をして脱水状態を起こさないようにすることが一番大切です。今のところ、点滴が必要な程ひどい脱水状態になる方は少ないです。

そのほか水痘や流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、溶連菌感染症が、少ないながらも流行しています。

## 新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象となっている方への公費助成は、加須市および「新・加須市」となる3町の方の場合は3月31日までに延長されました。

ところで、来シーズンのインフルエンザワクチンは、季節性ワクチンの成分のうち、Aソ連型を新型インフルエンザに入れ替えるように世界保健機構(WHO)が勧告しました。もしもそうなれば、今シーズンのように季節性と新型と2種類のワクチンを接種する必要がなくなります。皆様にとって、そして我々医療機関にとっても大きな負担の軽減となりますね。

## 就学前のMRワクチン、もうすぐ接種期限！

4月に新1年生となる方のMRワクチン(2期)の公費接種期限は3月31日です。お忘れなく。

中学1年生と高校3年生のMRワクチン接種期限も同様ですので、まだお済みでない方はお早めにどうぞ。

## もうすぐ「新・加須市」の誕生

3月23日に、加須市と騎西町、大利根町、北川辺町が合併して「新加須市」が誕生します。それに伴い、生活する上での様々な変更がでてくると思います。新しい枠組み・街づくりの始まりですね。

### 4月から、保険証は毎回確認いたします。

現在の加須市では、中学3年生までのお子様の医療費の自己負担分を助成する制度（子育て支援医療費）があります。ただしその助成のしかたは、加入されている健康保険の種類によって違いがありました。たとえば加須市の国民健康保険に加入している方のお子様の場合、医療機関窓口での自己負担はゼロですが、それ以外の方は窓口で一時払いをしたうえで、後日払い戻しされていました。

新・加須市では保険の種類にかかわらず、4月1日から、中学3年生までのお子様で医療機関を受診された際の窓口一部負担金の支払いが一切不要になります。大変便利になりますが、注意していただきたいのは、「健康保険証」と「子育て支援医療費の受給資格証」の両方を毎回提示することが条件となります。

我々医療機関が受け取る医療費は、患者さんの窓口一部負担金と、患者さんが加入されている医療保険の運用団体（保険者といいます）からの支払いで成り立っています。医療機関は各保険者に対して、毎月1回、医療費の請求作業を行っています。今回の新しいやり方は、この作業の時に、患者さんの一部負担金に相当する部分を、保険者を通して加須市へと請求するというものです。

それほど困難な作業ではなく、かつ1枚の書類で済むという便利な面がある一方で、万一書類に不備があると手続きが成立できず、その書類は各医療機関へと戻されてしまい、正しい内容の確認後に再度請求を行わなければなりません。実は、書類が不備になる理由で一番多いのは、皆様が加入している保険が月の途中で変更になる場合なのです。住所が変わった、世帯主の職場が変わった、世帯主となる方に変更があった、などなど、様々な理由で、月の途中で健康保険が変わることがあります。

当院の場合では、平均して毎月4~5名の方で保険が変わり、不備書類として返されています。それほど多くないと感じられるかもしれませんが、多数の書類が集まる保険者や加須市の担当部署にとっては一大事なのです。その対策は、やはり受診の時に保険内容を確認することに尽きます。

このような理由で、4月からは、受診されるたびに毎回「健康保険証」と「子育て支援医療費の受給資格証」を確認させていただきます。両者（特に保険証）を提示できない場合は、原則として診療費用の全額（10割）を一時払いしていただき、後ほど保険証・資格証を確認した時に返金させていただくこととします。

なお、1か月の自己負担額の合計が21,000円以上となった場合は、最初の受診分にさかのぼって一部負担金の支払いをしたうえで、加須市の子育て支援課で払い戻しの手続きをすることになるそうです。受診回数が多くなりそうな方はご相談ください。

加須市以外の市町村では事情が異なることと思いますが、窓口担当者の混乱が起きないように、埼玉県内にお住まいの方に対しては、毎回の保険証の確認を行います。どうか皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 小児科休日診療・当番表

平成22年3月

|     | 曜日  | 当番医      |
|-----|-----|----------|
| 7日  | (日) | 加藤ともC    |
| 14日 | (日) | つのだ小児科医院 |
| 21日 | (日) | 中田病院     |
| 22日 | (月) | ともながこどもC |
| 28日 | (日) | 福島小児科医院  |

11月から3月まで、加須市内の小児科の医療機関が輪番で、休日診療を行っています。診療時間は9:00~12:00です。



| 医療機関名    | TEL     |
|----------|---------|
| 中田病院     | 61-3122 |
| 加藤ともC    | 61-0304 |
| 福島小児科医院  | 65-2215 |
| つのだ小児科医院 | 61-2220 |
| ともながこどもC | 66-4150 |

子どもクリニックニュースの無料郵送サービスをしています！

郵送をご希望の方は、受付でお申し込み下さい

携帯用ホームページ



ともながこどもクリニック

加須市下高柳 1633-1

TEL0480-66-4150